

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	芦刈 太一郎
登録番号又は法人番号	1 7 4 4 1 1 7 8
所属する単位会	大分会
事務所名称	芦刈太一郎行政書士事務所
事務所所在地	別府市青山町 8 番 2 号
処分年月日	令和 5 年 4 月 27 日
処分内容（種類）	1 年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>(大分県行政書士会会則第 36 条による)</p> <p>行政書士法第 10 条 大分県行政書士会会則第 31 条 大分県行政書士会会則施行規則第 4 条、第 5 条及び第 7 条 違反</p> <p>当該会員は、自身が経営する会計事務所の職員が、顧客の建設業許可の更新手続きを受託したが、完遂せず大分県の建設業許可通知書を偽造して顧客に渡していたことを関知していなかった。</p> <p>このことは、行政書士業務に補助者ではない者を携わらせ、行政書士としての指揮命令及び監督を怠った、と言える。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>大分県行政書士会会則第 36 条</p> <p>本会は、会員が法、並びにこれに準拠した命令、規則に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則、施行規則、支部細則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p> <p>行政書士法第 10 条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>大分県行政書士会会則第 31 条</p> <p>会員は、法令等を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。</p>

大分県行政書士会会則施行規則第 4 条

個人会員及び法人会員（以下、「会員」という。）は、会則、会則施行規則及び支部細則を守らなければならない。

大分県行政書士会会則施行規則第 5 条

会員は、補助者に業務を行わせるときは、指導及び監督を厳守するよう注意しなければならない。

大分県行政書士会会則施行規則第 7 条

個人会員は、その事務所に「行政書士何某事務所」と記載した表札を掲げなければならない。